

令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

兵庫県佐用町

農林振興課

令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務では、和牛繁殖事業に新たに取り組む畜産事業者の確保を目的に、畜産クラスター事業を活用し、牛舎及び堆肥舎建築をするために必要な設計図書を作成するものである。

本実施要領は、本業務を円滑に遂行することを目的として、必要な知識、経験、技術等の総合的な支援を受けるため、本業務を受託する事業者を選定する手続を以下のとおり定めるものである。

2. 一般事項

- (ア) 業 務 名 「令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務」
- (イ) 主 催 佐用町
- (ウ) 担 当 課 佐用町農林振興課
郵便番号：679-5380
住 所：兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1
電 話：0790-82-0667
F A X：0790-82-0017
メー ル：norinshinko@town.sayo.lg.jp
- (エ) 業 務 内 容 令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務仕様書のとおり
- (オ) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 25 日（木）
- (カ) 予 算 額 8, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税含む）
- (キ) 選 定 公募型プロポーザル方式とし、書類審査による選定方式とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (イ) 佐用町指名停止基準（平成 26 年基準第 2 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 佐用町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。
- (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (カ) 畜舎建築設計業務を受注し納品した実績を有していること。
- (ク) 管理技術者（本業務を責任もって総括する立場にある者）が所属する本店・支店・事務所他が一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (ケ) 管理技術者は一級建築士の資格を有すること。
- (コ) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

4. 参加表明

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書を持参または郵送すること。

- (ア)提出物 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）：1部
- (イ)提出期間 令和8年8月28日（金）17時まで（郵送可。ただし、必着のこと。）
※午前9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (ウ)提出先 上記2. 一般事項（ウ）の場所に同じ
- (エ)提出方法 持参又は郵送

5. 現地説明会

- ①実施日 令和8年8月18日（火）10時15分から
- ②集合場所 佐用町土づくりセンター（佐用郡佐用町末包745番地）
実施日の10時00分までに集合場所に集まること。
- ③参加申込 令和8年8月17日（月）17:00までに「2. 一般事項」（ウ）の担当課へメールで申し込むこと（申込書等は不要）。

6. 質疑応答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（1）質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第2号）
- イ 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ウ 受付期限：令和8年8月21日（金）17時まで
- エ 提出先：佐用町農林振興課

Email : norinshinko@town.sayo.lg.jp

（※農林振興課まで必ず電話（0790-82-0667）で送信確認をすること）

（2）質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和8年8月27日（木）までに佐用町公式ウェブサイト（<http://www.town.sayo.lg.jp>）に掲載する。ただし、簡易な質問等については、個別に回答する。

7. 提案書等の提出

（ア）提出書類

① 提案書

- 1. 提案書（様式第3号）
- 2. 会社等の概要（任意様式）（既存のパンフレットなどで可）
- 3. 業務実施体制（様式第4号）
- 4. 会社実績調書（様式第5号）

過去に行った類似業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に抽出した最大3件までについてその概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写しなど）を添付すること。

- 5. 企画提案書（任意様式）

提案書はA4版（A3折込可）の用紙を用いること。ページ数は、20ページ以内（A4版表裏2ページ×10枚、A3サイズの場合には、2ページカウント）とする。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとする。

- 企画提案書記載事項一覧（別紙1）の項目については漏れなく記載すること。
- 本プロポーザルは、実施方針、実施体制、技術的提案等を求めるものであり、本業務で行うべき設計を行うことや、デザイン性を問うものではない。
- 簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可。
- 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- 企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本町に有利な記載内容を正とみなすものとする。

6. 「実施設計業務」提案価格書（様式第6号）
（別途内訳書（任意様式）を添付すること。）

7. 「施工監理業務」見積書（様式第7号）
（別途内訳書（任意様式）を添付すること。）
（※）「施工監理業務」見積書は令和9年度の参考に提出するものです。

② 提出期限

令和8年9月4日（金）17時まで

※午前9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

③ 提出部数 10部（原本1部、コピー9部）及びCD等電子データ（様式1～7及び企画提案書）

④ 提出先 上記2. 一般事項（ウ）の場所に同じ

⑤ 提出方法 持参又は郵送等

（郵便書留その他これに準じる方法に限るものとし、②の提出期間中に必着のこと。）

8. 選定審査について

（ア）審査方法は書類審査とする。※プレゼンテーションは実施しない。

9. 審査方法

（ア）選定手順

「令和8年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、評価及び選定を行う。委員会は副町長、総務課長、同課財政室長、農林振興課長、同課農林水産振興室長で構成し、参加事業者ごとに「選定基準」の評価を行う。得点が上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の投票で決定する。

なお、参加事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するが、選定については、委員会で決定する。

（イ）選定における選定基準

次頁「選定基準」のとおり

（ウ）欠格事項

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・本実施要領で示す委託額を超過する額で提案が行われた場合。

(エ) その他

選考結果は、9月末までに参加事業者全員に通知する。

「選定基準」（１００点満点）

１．基本要件の評価

	評価項目	選定基準等	配点
1	業務の理解度	・ 事業の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。	10
2	応募者の確実性	・ 過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識や経験等の活用を期待できるか。 ・ 経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な調査体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。 ・ 指定したスケジュールが実行できるか。	20
3	見積内容	・ 提案された業務内容が適正な見積金額となっているか。	20

２．提案内容の評価

	評価項目	選定基準等	配点
4	取組方針	・ 事業を執行するにあたっての、基本的な取り組み姿勢や考え方が妥当か。 ・ 応募した動機、業務への取り組み意欲が高いか。	10
5	各種業務の実施方法、提案	・ 佐用町の現状や課題を的確に理解した提案が見られるか。 ・ 佐用町の特徴を捉えたアイデアや独創性が見られるか。 ・ 分析と評価について、客観性や説得力のある手法が取られているか。	20
6	総合的判断	・ 仕様書に示した内容以外の独自提案や創意工夫のある優れた提案がなされているか。 ・ 可能なかぎり職員の負担が軽減される業務提案がなされているか。	20

評価点 合計 _____ 点

10. その他

- (ア) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。ただし、簡易な質問等については、個別に回答する。
- (イ) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (ウ) このプロポーザルに要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (エ) 提出された提案書等は返却しない。
- (オ) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、当町は、当該著作権を無償で利用できるものとする。
- (カ) 辞退する場合は、担当課まで事前に連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出する。
- (キ) 審査により選定された提案者は、本業務の契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務にかかる委託契約を締結することを前提とする。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うこととする。
- (ク) また、施工監理業務についても、選定された業者と町の予算額以内で令和9年度に随意契約を行う予定としている。
- (ケ) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

以上

(別紙 1)

企画提案書記載事項一覧

① 本業務の実施方針

応募した動機、業務特性に応じた事業者としての令和 8 年度「佐用町肉用牛生産施設整備工事」実施設計業務への取組方針について、記載すること。

② 実施体制について

業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、組織図またはフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に担当者の氏名を明記し、その役割分担についても明確になるよう表記すること。

また、業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先（予定）について補記すること。

③ 各種業務の実施方法、技術提案など

仕様書に示す業務内容ごとに、その業務の進め方、実施内容、実施手法に係る提案などについて、具体的に記入すること。

④ 業務完了までの作業スケジュール

業務開始から業務完了までのスケジュールについて、表を用いて提案すること。

⑤ その他

その他、仕様書に定めのない業務、提案、特に事業者としてアピールしたい点などについて記載すること。